

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

令和8年4月17日土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下記の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

- 1 各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。
- 2 登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

ご注意願います。不明な点は当局職員にお尋ねください。

令和8年4月20日

岐阜地方法務局

記

期間 令和8年4月20日から令和8年7月20日

対象地域 本巣郡北方町北方字森町裏・字森町・字町裏・東加茂二丁目、の一部

事務停止の理由 土地区画整理事業